

令和6年3月太子町教育委員会（定例会）  
会 議 録

令和6年3月19日、午後1時30分より太子町教育委員会を太子町役場交流棟2階スペース2に招集した。

1. 議 事 日 程

第1. 開会・教育長あいさつ

第2. 前回定例会会議録の承認

第3. 本日の会議録署名委員指名

第4. 行事結果・予定報告

第5. 教育長報告

太子町教育委員会後援名義使用許可について

令和5年度要保護・準要保護児童生徒の認定者数について

第6. 議事

議案第19号 第3期 太子町教育振興基本計画について

議案第20号 太子町教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定  
について

議案第21号 太子町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例施行  
規則の制定について

議案第22号 太子町放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の制定につ  
いて

議案第23号 太子町教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定  
について

議案第24号 太子町アレルギー疾患対応推進委員会設置要綱の一部改正に  
ついて

議案第25号 太子町教育委員会補助金交付要綱の一部改正について

議案第26号 太子町学校給食会設置要綱の一部改正について

議案第27号 太子町学校給食調理業務等委託事業評価委員会設置要綱の廃  
止について

議案第28号 太子町学校給食共同調理センター規則の一部を改正する規則  
の制定について

議案第29号 区域外就学の承諾に関する専決処理について

- 議案第30号 区域外就学の承諾について
- 議案第31号 区域外就学の承諾並びに協議に関する専決処理について
- 議案第32号 区域外就学の承諾並びに協議について
- 議案第33号 就園指定の変更申立てに関する専決処理について
- 議案第34号 就園指定の変更申立てについて
- 議案第35号 学校指定の変更申立てについて
- 議案第36号 教育委員会管理職人事について
- 議案第37号 公立学校教職員の人事内申について

## 第7. その他

### 2. 本日の会議に出席した教育委員

委	員	福田	秀樹
委	員	福本	充治
委	員	杉本	泰代
委	員	竹澤	秀代

### 3. 本日の会議に出席した事務局職員

教 育 長	糸井	香代子
教 育 次 長	森	文彰
管 理 課 長	改野	学由
社会教育課長	大谷	康弘
文化推進課長	森本	麻友
管理課係長	武中	俊明
管理課主事	山口	昂輝

●開会・教育長あいさつ

教育長 教育委員の皆様におかれましては、本日、幼稚園修了式にご臨席のうえ告辞を頂戴しましたことお礼申し上げます。  
引き続き、お疲れのところかと存じますが、定例教育委員会にご出席いただきありがとうございます。  
ただいまから、令和6年3月の定例教育委員会を開会いたします。

●前回定例会会議録の承認

●本日の会議録署名委員指名

教育長 前回定例会会議録の承認を福田委員と竹澤委員をお願いいたします。  
続いて、本日の会議録の署名委員に福本委員と杉本委員を指名させていただきます。  
よろしくお願いいたします。  
また、本日の第29号から第35号議案につきましては、個人情報保護の観点から非公開とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

各委員 結構です。

教育長 続いて、第36号と第37号議案については、人事案であり、内示前ですので、非公開とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

各委員 結構です。

教育長 ありがとうございます。  
人事案はまだ公表されておりませんので、情報の取扱いはくれぐれもご注意願います。

●行事結果・予定報告

教育長 次に、行事結果及び行事予定の説明をお願いします。

管理課長 <3・4・5月の行事結果及び行事予定説明>

教育長 3・4・5月の行事結果及び予定について、ご意見ご質問等はございませんか。

各委員 ありません。

●教育長報告

教育長 次に、教育長報告をお願いします。

教育次長 今月の教育長報告は、①太子町教育委員会後援名義使用許可について、②令和5年度要保護、準要保護児童生徒の認定者数についての2件です。  
はじめに、①太子町教育委員会後援名義使用許可について、1件の届出がございます。  
申請者は、姫路ウインドアンサンブル 団長 三木 斐左治氏です。

事業名称は、「第 35 回定期演奏会」です。

令和 6 年 5 月 19 日（日）に、太子町立文化会館 丸尾建築あすかホール 大ホールで開催されます。

事業目的は、「日頃の練習の成果を発表し、団員の技術向上や来場者との交流を図る」、「文化芸術の普及、地域の方々の文化生活向上に寄与する」となっております。

以上です。

教育長 ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員 ありません。

教育長 続いて、事務局より説明をお願いします。

教育次長 ②令和 5 年度要保護・準要保護児童生徒の認定者数について報告いたします。

過去 5 年分の人数を表にしています。

学校ごとにばらつきがありますが、令和 5 年度は全体で 5.85%となっております。

直近 5 年間を見ると、全生徒数の 5~6%前後で推移しており、若干減少傾向が続いておりましたが、本年度は反転し、微増となりました。

13 ページには、令和 4 年度からの入学前支給の実績について記載しております。

中学校入学者には現受給者に対して、小学校入学者には就学前健診の際に勧奨しました。

以上です。

教育長 ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員 ありません。

## ●議事

教育長 次に、議事に移ります。

議案第 19 号について事務局より説明をお願いします。

管理課長 議案第 19 号「第 3 期太子町教育振興基本計画について」説明いたします。

1 月定例会でお示しいたしました教育振興基本計画に、教育委員の皆様から頂いたご意見と各課からの修正案を反映させましたので、変更点をご報告いたします。

まず、〈はじめに〉の教育長挨拶につきまして、全面的に変更しております。

続いて、〈第 2 章 太子町のめざす教育〉の〈1 基本理念〉につきまして、従前の計画に関する記載を新しいものに入れ替えております。

続いて、〈I 予測困難な時代を生き抜く力を育む教育の推進〉の〈1「確かな学力」の育成〉につきまして、〈(1)「確かな学力」〉に新規事業に関する〈エ〉を掲載し、〈(2)国際化に対応した教育〉に冒頭の文章と〈キ〉を追加しております。

同じく〈I〉の〈7 人生 100 年を通じた学びの推進〉につきまして、〈(1)生涯学習・社会教育の振興〉に掲載していた詳細の項目を削除し、〈(2)社会教育施設の充実〉に〈エ〉を追加、〈オ〉を変更しております。

続いて、〈II すべての子どもが自分らしく安心して過ごせる学校・家庭・地域等の構築〉の〈5 子どもたちの安全・安心の確保〉につきまして、〈(2)「兵庫の防災教育」

の推進〉に〈ウ〉〈エ〉を追加しております。

続いて、〈Ⅲ 安全・安心で質の高い学びを実現する教育環境の整備・充実〉の〈2 就学環境の整備・充実〉につきまして、〈(1) 安全・安心な教育環境整備の推進〉を変更し、〈(2) 学校運営能力の向上〉に記述されていた、女性に特化した表記である「女性管理職の育成と積極的な登用」を削除しております。

同じく〈Ⅲ〉の〈4 学校の組織力の向上〉につきまして、〈(1) 生徒指導の充実〉の〈カ〉を変更し、〈(2) 教職員の働き方改革の推進〉に〈キ〉〈ク〉を追加しております。

以上が主な変更内容でございます。

最後に、毎年 3 月の定例会で、太子の教育について次年度の提案をさせていただいておりますが、この度は、本日提案した太子町教育振興基本計画が完成し次第着手するため、4 月以降の定例会でお示ししたいと考えております。

以上です。

教育長  
各課長  
教育長  
各委員  
教育長  
各委員  
教育長

社会教育課長、文化推進課長から補足はありませんか。

ございません。

教育委員の皆様からご意見、ご質問等はございませんか。

ありません。

それでは、議案第 19 号は、承認いただいでよろしいでしょうか。

結構です。

続いて、議案第 20 号から第 22 号については、12 月の太子町議会に提出した「行政組織の変更に伴う関係条例の整備に関する条例」に添付する参考資料として 11 月定例会で一度お示しした規則案ですので、そのときからの変更箇所を中心に、一括審議したいと考えますが、よろしいでしょうか。

各委員  
教育長  
教育次長

差支えありません。

それでは、事務局より説明をお願いします。

議案第 20 号「太子町教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について」説明いたします。

11 月定例会でお示しした規則案からの変更点は、2 点あります。

1 点目は、各課の並び順です。

管理課・社会教育課・文化推進課の後ろに、こどもえがお課を規定しておりましたが、学校教育法上では学校と定義づけられている幼稚園を所管することや、学校に通う同世代のこどもたちやその保護者に対して子育て支援事業を展開していくことを考慮し、社会教育を振興する社会教育課と文化推進課の前にこどもえがお課を規定しております。

従って、行政組織規則の順番は、管理課・こどもえがお課・社会教育課・文化推進課となります。

2 点目は、教育支援センターを教育機関の組織として追記しております。

続いて、議案第 21 号「太子町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則の制定について」では、「ひまはぴ」の規則を教育委員会規則として、制定し直します。

続いて、議案第 22 号「太子町放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の制定について」では、いわゆる学童保育園に関する規則を教育委員会規則として制定し直します。21 号と 22 号議案の教育委員会規則に関しましては、11 月定例会でお示したのから変更はありません。

以上です。

教育長 ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員 ありません。

教育長 それでは、議案第 20 号から議案第 22 号は、承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員 結構です。

教育長 続いて、議案第 23 号について事務局より説明をお願いします。

管理課長 議案第 23 号「太子町教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について」説明いたします。

こどもえがお課や教育支援センターの新設に伴い、規程の別表に課名や公文書を出す際の約字を追加するものです。

また、平成 29 年度の組織再編時に、中央公民館の文言削除や文化会館から文化推進課への変更が漏れていることが判明しましたので、併せて改正を行いたいと思います。

以上です。

教育長 ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員 ありません。

教育長 本件について、1 点ご確認いただきたい部分がございます。

いずれの所属も 2 文字の約字を充てることとなっております。

例えば、教育委員会は「太教」、管理課は「管理」となるため、管理課が公文書に文書番号を付す際は、太教管理第〇号となり、社会教育課の場合は、太教社教第〇号となります。

こどもえがお課にも約字を充てる必要がありますが、原案では「えが」としているため、公文書に記載する際は、太教えが第〇号となります。

この「えが」という約字につきまして、このままでよろしいか、より適切な 2 文字に変更すべきか、お伺いします。

委員 「えが」という約字は意味が伝わりづらいので、「笑顔」としてはどうでしょうか。

教育長 「笑顔」という案を頂きました。

「子笑」という案もありますが、「笑顔」とどちらがよろしいでしょうか。

各委員 「笑顔」に賛成します。

教育長 それでは、議案第 23 号は、こどもえがお課の約字について「笑顔」に修正のうえ、承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員 結構です。

教育長 続いて、議案第 24 号について事務局より説明をお願いします。

管理課長 議案第 24 号「太子町アレルギー疾患対応推進委員会設置要綱の一部改正について」説明いたします。

本要綱は、町立の幼稚園、小学校及び中学校における園児児童生徒のアレルギー疾患

への対応を検討する太子町アレルギー疾患対応推進委員会を設置する目的で制定されています。

これまでの当該委員会において、食物アレルギーのある園児児童生徒に対する学校給食の適切な対応方針に関すること、太子町アレルギー疾患対応マニュアルに関すること等について検討して参りましたが、令和 6 年度からこどもえがお課が新設され、幼稚園が管理課からこどもえがお課に所管替えとなるため、委員に「こどもえがお課長」及び「町内幼稚園養護教諭代表」を追加したいと考えます。

改正後の要綱につきましては、第 3 条に (5) 町内幼稚園養護教諭代表、(13) こどもえがお課長を追加いたします。

改正内容は、以上です。

教育長 ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員 ありません。

教育長 それでは、議案第 24 号は、承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員 結構です。

教育長 続いて、議案第 25 号について事務所より説明をお願いします。

管理課長 議案第 25 号「太子町教育委員会補助金交付要綱の一部改正について」説明いたします。GIGA スクール構想の推進により、小中学校の児童・生徒 1 人につき 1 台のタブレット端末が配備され、令和 3 年度から授業等で活用しております。

それに伴い、副教材のデジタル教材についても積極的な利活用が求められていることから、本町においても令和 6 年度に中学校で先行して AI ドリルの導入を予定しております。

教科書以外の問題集等の副教材は、従来、保護者負担で購入していましたが、この度の AI ドリルの導入にあたり、システム導入費用（初期費用）を保護者負担にしますと、令和 6 年度に在籍する生徒の保護者にのみ負担が及ぶことになり、次年度以降の保護者との間に不公平が生じます。

そこで、初期費用分に係る経費を助成するために、「デジタル教材推進補助金」を追加します。

また、感染症法における新型コロナウイルス感染症の分類が、インフルエンザと同等の 5 類へ移行したことにより、新型コロナ感染症に関する事業を見直す必要があります。

そこで、「修学旅行支援事業補助金」と「学校臨時休業対策事業補助金」の 2 事業を削っております。

改正内容は、以上です。

教育長 ご意見、ご質問等はございませんか。

委員 AI ドリルについて説明をお願いします。

管理課長 現在、小・中学校において AI ドリルを試行しております。

小学校では即座に導入せず、試行期間を延長いたしますが、中学校では正規導入のための手続きに入っております。

AI ドリルの内容について、5 教科の問題が出題され、解答が間違っていた場合に、生

徒がつまずいた箇所を AI が判断し、生徒の苦手を克服するための問題が適宜出題される、という教材になります。

また、AI ドリルを導入するかわりに、既存の紙のドリルを減らしていくことで、保護者の負担を増やさないよう配慮していくと、学校から報告を受けています。

委員 どれほどの費用がかかるのでしょうか。

管理課長 1人につき年額 6,000 円、1 ヶ月 500 円になり、学校徴収金の中から費用を捻出いたします。

初期費用分に係る経費を助成するため、初期費用を保護者に負担していただく必要は無くなりますが、年額 6,000 円分を紙の教材と入れ替える形で保護者に購入していただくこととなります。

委員 紙のドリルから AI ドリルへ完全にシフトしてしまうことに不安を感じています。

AI ドリルとは別に、実際に手で書く教育が大事だと考えます。

管理課長 保護者の負担を減らすために、紙のドリルの購入数を減らしますが、全廃するわけではありません。

書く作業が必要だという考えはもっともですが、ドリルはあくまで授業を補完するものであるため、学校が精選して減らすべきものを減らし、AI ドリルと紙のドリルを併用していく形になるかと思えます。

委員 自分の手で書く教育は、特に小学校低学年に必要だと考えます。

小学校は AI ドリルの試行期間にあるということで、十分に検討していただき、慎重に導入していただければと思います。

教育長 他にございませんか。

委員 AI ドリルを導入することで保護者の負担額が少なくなるのでしょうか。

管理課長 保護者の負担額が少なくなるわけではありません。

学校徴収金として集めているお金の中から AI ドリルの費用を捻出するため、その分、紙のドリルを減らす必要がある、ということです。

学校が設定している金額次第ですが、保護者の負担を増やさないための措置です。

委員 教科書が変わった場合でも AI ドリルは対応できるのでしょうか。

管理課長 AI ドリルが特定の教科書に準拠しているわけではないため、問題ありません。

教育長 他にございませんか。

各委員 ありません。

教育長 それでは、議案第 25 号は、承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員 結構です。

教育長 続いて、議案第 26 号から第 28 号については、給食センターの運営に係る規則等の変更であり、相互に関連しているため、一括審議したいと考えますが、よろしいでしょうか。

各委員 差支えありません。

教育長 それでは、事務局より説明をお願いします。

管理課長 議案第 26 号「太子町学校給食会設置要綱の制定について」、議案第 27 号「太子町学校給食調理業務等委託事業評価委員会設置要綱の廃止について」、議案第 28 号「太子町

学校給食共同調理センター規則の一部を改正する規則の制定について」説明いたします。

本町では、平成 20 年度から学校給食の調理業務を民間委託しているため、学校教育審議会に第三者機関を設置し、遵守事項の確認、安全性の確保に努めること、という答申を受けております。

そこで、太子町学校給食調理業務等委託事業評価委員会設置要綱を制定し、委託事業の運営状況を委員会で評価していましたが、令和 5 年度に学校給食の運営が私会計から公会計に変更されたことに伴い、委託事業を学校給食会で評価するための設置要綱を制定するものが、議案第 26 号でございます。

また、議案第 26 号の制定に伴い、不要になった評価委員会の要綱を廃止するものが、議案第 27 号になります。

最後に、太子町学校給食共同調理センター規則について、私会計に基づいた規則の一部を削除するというものが、議案第 28 号になります。

以上 3 件の趣旨は、私会計から公会計への変更に対応したものとなっております。以上です。

教育長 ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員 ありません。

教育長 それでは、議案第 26 号から議案第 28 号は、承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員 結構です。

教育長 続いて、議案第 29 号となりますが、ここからは非公開となります。

事務局より説明をお願いします。

管理課長 〈議案第 29 号「区域外就学の承諾に関する専決処理について」説明〉

教育長 続いて、議案第 30 号について、事務局より説明をお願いします。

管理課長 〈議案第 30 号「区域外就学の承諾について」説明〉

教育長 続いて、議案第 31 号について事務局より説明をお願いします。

管理課長 〈議案第 31 号「区域外就学の承諾並びに協議に関する専決処理について」説明〉

教育長 続いて、議案第 32 号について事務局より説明をお願いします。

管理課長 〈議案第 32 号「区域外就学の承諾並びに協議について」説明〉

教育長 続いて、議案第 33 号について事務局より説明をお願いします。

管理課長 〈議案第 33 号「就園指定の変更申立てに関する専決処理について」説明〉

教育長 続いて、議案第 34 号について事務局より説明をお願いします。

管理課長 〈議案第 34 号「就園指定の変更申立てについて」〉

教育長 続いて、議案第 35 号について事務局より説明をお願いします。

管理課長 〈議案第 35 号「学校指定の変更申立てについて」〉

教育長 続いて、第 36 号議案と第 37 号議案に入る前に、順番を入れ替えて、先にその他の報告を行います。

## ●その他

教育長 その他の報告について、まず教育委員の皆様からご意見、ご質問等はございませんか。  
各委員 ありません。  
教育長 次に、事務局より何か連絡事項はありますか。  
管理課長 管理課より4点報告がございます。  
1点目は、太子町立学校共同学校事務の実施についてです。  
現在、本町の小・中学校には、職種が行政職となる学校事務職員が9名配置されております。  
この学校事務職員の職務につきまして、学校教育法が平成29年に改正されたことに伴い、「事務に従事する」という標記が、「事務を司る」という標記に見直されております。  
これは、教職員の多忙化の中、学校運営事務に唯一の専門性を有する学校事務職員が、その専門性を活かして、より広い視点に立ち、管理職を学校経営面から補佐する役割を果たすということに期待する、という趣旨に基づいたものです。  
併せて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正が平成29年にございました。そこで、共同学校事務室の設置が法制化されています。  
多くの学校では、事務職員は1人配置となっておりますが、複数人で複数校の事務を行う体制を導入することで、事務職員の業務の効率化、あるいは人材育成に留まらず、教員や事務職員間の事務の役割分担の見直し、学校事務職員の学校経営への参画を促進するとともに、教職員の多忙化を解消する手段として有効な方策として、共同学校事務室が法制化されております。  
この共同学校事務室につきましては、市町教育委員会が学校管理規則で位置付けることによって、市町立小中学校の業務を共同処理する共同学校事務室を設置できるとあります。  
しかし、兵庫県では、共同学校事務室を作らずに、各市町の教育委員会の中に協議会等を設けて、取り組むべき内容を試行段階、本格実施と順を追って共同学校事務を進める体制を取っております。  
そのため、揖龍教育委員会連絡協議会におきましては、各市町組合教育委員会の元に共同学校事務推進協議会を設け、その元で各学校が繋がり、必要に応じてグループ連絡会議を開催いたします。  
本町では、教育委員会で定めた太子町立学校共同学校事務実施要項に沿って、9名の事務職員が課題解決に向けて事務に取り組む旨を、教育委員の皆様にご報告いたします。  
2点目は、「碧川かたを朝ドラの主人公にする会 絵本・小説寄贈式」の報告です。  
碧川かたを朝ドラの主人公にする会より、町立小・中学校、図書館を始め、各公共施設に絵本と小説を寄贈いただきましたので、紹介いたします。  
3点目は、教育委員会の皆様宛てに届きました文書についてです。  
日本出版労働組合連合会教科書対策部の部長様より、2024年度における公正な教科書

採択のためにという内容の陳情書が届いておりますので、ご報告いたします。

4点目は、学級閉鎖の報告です。

〈インフルエンザによる学級閉鎖の報告〉

以上です。

教育長  
各委員  
教育長  
管理課係長

ご意見、ご質問等はございませんか。

ありません。

他に、事務局より連絡はありませんか。

2点報告がございます。

1点目は、各審議会等委員の推薦者名簿についてです。

1月定例会後に審議会委員についてご相談申し上げたところ、事務局に一任いただきましたので、福本委員をまちづくり審議会、杉本委員を行財政審議会、福田委員を生活環境審議会、竹澤委員を保健福祉審議会へ推薦したことを報告します。

2点目は、幼稚園の就園指定変更についてです。

小中学校の区域外就学や就学指定変更を議案にてお諮りしておりますが、これは、太子町教育委員会事務委任規則の第1条に、(6)児童、生徒の就学区域を設定又はこれを変更することとあり、本事項は教育長に事務委任できないためです。

一方、幼稚園の就園区域の変更については、事務委任できない事項とはなっておりません。

次年度4月から、保育所や認定こども園も教育委員会こどもえがお課に所管されますが、保育所等は通園区域が存在しません。

そこで、幼稚園の就園区域の変更についても、事務局に委任していただけるのであれば、次回から議案に上程しないことを検討しております。

以上です。

教育長  
各委員  
教育長  
各委員  
教育長  
教育次長

幼稚園の就園区域の変更につきまして、事務局に委任してもよろしいでしょうか。

結構です。

その他に、ご意見、ご質問等はございませんか。

ありません。

他に、事務局より連絡はありませんか。

1点報告がございます。

総務課より、選挙の際に教育支援センターを投票所に使用したいという要望がありました。

現在、第6投票所として使用している体育館南側のプレハブにつきまして、老朽化が進んでいるため、将来的に取り壊す予定となっております。

それに伴い、新しく第6投票所として使用できる施設を探しておりましたが、様々な事情により投票所に適さなかったため、期日前投票所として使用されていた教育支援センターを第6投票所として指定したいということでした。

今のところ、令和6年度に選挙の予定はございませんが、投票区域の一部見直しが検討されている時期に併せて投票所に指定させていただきたいと総務課から聞いております。

教育支援センターの建物を使用する都合上、教育委員の皆様にお考えを聞いて、反対意見が無ければ投票所としてお貸しする方向で進めてまいりますので、ご意見いただければと思います。

以上です。

教育長 投票所として使用する頻度は、年1~2回になります。

また、子どもの私物や活動、個人情報等に十分配慮する旨は聞いております。

この件について、ご意見、ご質問等はございますか。

委員 投票所として使用されるのは、日曜日だけでしょうか。

教育次長 選挙自体は日曜日に行われますが、準備があるため、前日の土曜日からになります。

教育支援センターの利用は基本的に平日のみであるため差支えはありませんが、土曜日の午前中から使いたいと総務課選挙管理委員会は申しております。

教育長 他にございませんか。

委員 様々な配慮がなされるとは思いますが、子どもが十分に守られるよう、環境を整えることが最低限の条件だと考えます。

教育支援センターは、子どもが抵抗なく通えるべき施設であるため、投票日の翌日には状態が元通りになっていることをお約束していただきたいです。

教育長 子どもへの配慮と確実な現状復帰について、総務課へは十分にお伝えしたうえで、投票所として使用する方向で進めてまいります。

他にございませんか。

各委員 ありません。

教育長 他に連絡事項が無いようでしたら、次回の定例会の開催日を調整いたします。

次回の予定は4月11日（木）13時30分に開会いたします。

では、最後に第36号議案と第37号議案について説明しますので、教育次長、管理課長以外の事務局職員は退席してください。

—事務局職員退席—

管理課長 議案第36号「教育委員会管理職人事について」説明いたします。

〈議案第36号「教育委員会管理職人事について」説明〉

管理課長 議案第37号「公立学校教職員の人事内申について」説明いたします。

〈議案第37号「公立学校教職員の人事内申について」説明〉

教育長 それではこれをもちまして3月の定例会を終了させていただきます。

お疲れ様でした。

令和6年3月19日 午後3時00分閉議